

### 第3回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成26年8月21日（木） 10:00～17:40

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎第4号館6階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、小早川光郎構成員、磯部哲構成員、伊藤正次構成員

〔政府〕 三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長、谷史郎内閣府地方分権改革推進室参事官、羽生雄一郎内閣府地方分権改革推進室参事官、高角健志内閣府地方分権改革推進室参事官、米澤俊介内閣府地方分権改革推進室参事官

※提案団体出席者については配布資料を参照

主な議題

平成26年の提案募集方式に係る重点事項について（提案地方公共団体等からのヒアリング）

提案地方公共団体等からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番12：介護保険事業に係る規制緩和（長崎県、千葉県、萩市）>

#### ①基準の改正による一部ユニット型施設タイプの容認

（高橋部会長）一部ユニット型について、省令改正で恒久的にできるようにしてほしいという趣旨か。

（長崎県）そのとおり。もともと平成15年から一部ユニット型という施設基準があったが、それが一度なくなった。それを復活してほしいという趣旨。

（高橋部会長）ただ、一部ユニット型を解消する政策に合理性がないと積極的に言うのは、厚生労働省の政策そのものにかなり立ち入る話になるが、積極的に一部ユニット型を残さなければ不合理だと言える根拠はあるか。

（長崎県）基本的に本県もユニット型推進という立場である。ただ、低所得者からは多床室や従来型個室を望む要望があるので、そのような意味で選択の幅を広げてほしいという趣旨。

（小早川構成員）多床型、個室型、ユニット型、それぞれニーズに応じて増やすことは望ましいのだろうが、厚生労働省としては、従来それが混在していたのを仕分けしていくということだろう。したがって、一部ユニット型は、いわば厚生労働省の政策転換の際に経過措置としてしばらく認めるという趣旨だと思う。そのため、今後も制度的に一部ユニット型を手厚く補助、サポートしてほしいという提案だとすると、なかなか説得が難しい。これが経過措置の期間が短いから既存施設についてももう少し配慮を続けてほしいということであれば、もっともだという気がする。

（長崎県）基本的に特別養護老人ホームの耐用年数は60年程度。その中で改築等を行っていくので、我々も恒久的に一部ユニット型の制度を残してほしいとは思っていない。ただし、2、3年から5年のスパンでは対応が厳しい。

（高橋部会長）取扱いに不明確な部分があることで、一部の団体に支障が出ているということは我々もよく分かる。そのような意味では、耐用年数等の関係で、どの程度で移行すれば国の政策の転換、かつかなり不明確なことが行われたことに伴うしわ寄せを、地方の創意工夫で円滑に転換していくことができるのかというような議論は多分できるのではないかと。しかし、これを恒久化してほしいとなると、厚生労働省としてもなかなか難しいと思う。その辺りの見解はどうか。

（長崎県）恒久化には余りこだわっておらず、混乱がないように行ってほしい。厚生労働省もユニット化を推進したいがために一部ユニット化を認めた経過あり、混乱してまた戻ったという経過がある。趣旨はやはり全部ユニット化という目標にあり、それはそれで正しいと思うが、そのためにはやはり経過措置が必要。

本県の特長として、離島との関係がある。一つの町に従来型しかないというところもある中で、それをユニット化するためには、改築する場合は全部をユニット化しなければいけない。そうすると、どうしても使用料等が上がるため、なかなか全てをユニット化することはできないという意見もある。

一方で、ユニット化を求める利用者もいるので、ユニット化を推進する上で、一部ユニット化もできる制度を認めてほしいというのが正直なところ。

#### ②認知症施策に係る「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」の要件緩和

- (高橋部会長) 国の認知症地域支援推進員よりも千葉県独自の認知症コーディネーターの方がかなり研修内容も充実している気もするが、厚生労働省はこれで十分だとは言ってくれないのか。
- (千葉県) 準ずる者として県の認知症コーディネーターを認めてほしいという問合せは再三行っているが回答をいただけていない。ただ、もう既に平成26年度から介護保険法の地域支援事業の任意事業、27年度からは包括的支援事業という義務付けの形で事業は先にスタートするので、回答をもらえないまま、認知症コーディネーターを認めていただけないとなると、県内市町村が安定的に事業を行うことができなくなるおそれがある。
- (高橋部会長) お困りのことは非常によくわかる。
- (磯部構成員) 国の認知症地域支援推進員と千葉県の認知症コーディネーターで、千葉県の方が例えば研修の質も量も充実しているということはこの表で理解できるが、要件のところで、国は医師、保健師、看護師、その他である一方で、千葉県は、特にそういう免許は必須ではないように読めるが、そういう理解でよいか。
- そうであれば、どのような人になるかという属性が相当違う。ただ、国においても、実は保健医療資格者はそんなに多くなく、それ以外の者が多いという実態かどうかを分かれば教えてほしい。
- (千葉県) 私どもの認知症コーディネーターは、できるだけ幅広い層での研修を行おうということで、それぞれの職種における指導的な立場にある方という要件を設定している。国の認知症地域支援推進員についても、社会福祉士、介護福祉士等の方がいて、実際には本県の認知症コーディネーターと大きな差はないのではないのか。
- (伊藤構成員) 具体的にどのように千葉県の資格を国のものとみなす形にしていくのか。現時点で、千葉県で活動している認知症コーディネーターの方々を仮に国の認知症地域支援推進員という形で認めることになった場合、今後さらに千葉県で独自のコーディネーター事業を継続していくのか、あるいは将来的には国の資格に統合していくのか。つまり、経過措置的なものを求めているのか、それとも制度として千葉県が恒久的に続けていくことを国に認めてほしいと考えているのか。
- (千葉県) 本県でもその点を検討しているところ。ただ、認知症コーディネーターについて、現在の県の高齢者保健福祉計画においては、平成27年度までに160名を養成する方針を定めている。
- なぜ160名かという、認知症のケアを地域において行う地域包括支援センターが、県内に現在約150か所ある。この150か所全部に配置し、かつ、より広い地域における認知症の医療の旗振り役となる認知症疾患医療センターを県内の各医療圏に一つ置くことを目標にしている。この認知症疾患医療センターが概ね9か所、それに加え、県内全ての地域包括支援センターに配置するという、160名という計算になる。それゆえ、とりあえず平成27年度までの養成で、県が地域における医療、介護、福祉連携の推進役として期待している認知症コーディネーターは、一通り行きわたる形になっている。
- これを認知症地域支援推進員として認めていただけないと、このコーディネーターの方にも、認知症地域支援推進員の研修を受けてもらうことになり、非常に不合理で、屋上屋なところもあるので、準じる形で認めてほしいというのが今回の提案である。
- (小早川構成員) 要するに国の制度に乗っかるためには研修を受けなければならず、それは無駄だということが支障と考えているのか。
- (千葉県) 認知症コーディネーターの研修を修了された方に、国が介護保険法の義務付けで行っていく認知症地域支援推進員の研修をもう一度受けてくださいと、内容的にもほぼ重複するものについて受けないと認められないという形になってしまうと、やはり非常に不合理だと思い、今回の提案をしている。
- (高橋部会長) 研修内容のすり合わせなどが必要になってくると思うので、実際どのぐらいの整合性がとれているのか、その辺りも含めて厚生労働省にもいろいろ意見を聴いて、さらに考えていきたい。

### ③介護保険サービス事業者等への指定・許可に係る市町村長との事前協議制の確立

- (高橋部会長) 事前協議制の先例として長崎県は既に行っているということか。
- (萩市) 長崎県では、要領で、市町村にまず必要な書類を添付して事前協議を行い、それを受けて県に詳細協議を行うという流れを定めている。情報を最初に市町村へ伝えるという考え方があると聞いている。
- (高橋部会長) 長崎県は、その辺りはいかがか。
- (長崎県) 本県としても、やはり市町村はそのような情報を知っておかないといけないと考えている。介護保険の保険者であり、お金を払うのは市町村になるので、その辺の情報は市がまず持つておかなくてはいけないと考えており、要領で事前協議制をうたっている。
- (磯部構成員) ちなみにそれは全ての福祉施設についての話か。

(長崎県) 全てである。

(高橋部会長) これは何か法令化してほしいという提案か。

(萩市) 最初は、手法は問わないと考えていたが、介護保険法 70 条 6 項など、やはり影響が出る事例もあるので、そのような部分は法改正してもいいのではないか。技術的なことなどは、まだ十分な検討はしていない。

(小早川構成員) 介護にしる、障害者福祉にしる、市町村で計画を立てるわけで、これは法定計画ということではないか。

(萩市) そのとおり。

(小早川構成員) なぜ市町村が計画を立てるかといえば、その計画に従ってサービスを全体として提供していくため。それに必要な、それに適した事業者について指定をする、許可をする、その権限が県にある。それなら、確かに仕組みとしては、計画を市町村に立ててもらうからには、それを尊重して指定・許可を行うというのが当然のようにも思うので、その協議についての規定がないのは少し変だなという気はする。市町村の計画を尊重して、それを踏まえて判断するという規定はないのか。

(萩市) 介護保険法の中で、特定施設入居者生活介護の規定では、市町村の計画に影響が出るということを前提として市町村の意見を聴くという考え方が規定されていると理解している。他にもいろいろ影響する事業があれば、当然そういったものにも配慮いただきたいという思いがある。

(高橋部会長) 要するに、結局介護保険法 70 条 6 項の範囲が狭いということか。

(萩市) 本市としては、まず介護保険事業全体の運営の責任があるので、基本的には全サービスという思いがあるが、今、全てについて実施という提案はできていない。この事例においては、特定施設という、いわゆるサービスがそもそも行われている有料老人ホームの場合には事前協議を必要とする一方で、住宅型有料老人ホームの場合には介護保険法の対象ではなく、老人福祉法の対象であるため、届出で済むということになっている。実態としては、住宅型有料老人ホームであっても、そこには介護保険の入所者しか入れなくて、サービス費も基本的にはやはり増えていこうと想定されるので、少し整合性がとれていないのではないかという思いを持っている。

(高橋部会長) その辺の法制的な整合性等も含めて、もう少しこちらでも検討させてほしい。

#### <通番 14：医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和（京都府、長崎県）>

(小早川構成員) 医療用麻薬の譲渡許可については、在庫量の不足が要件とされている。譲渡を受ける小売業者に在庫量の不足があることが前提ということであるが、どのような支障があるのか。

(京都府) 患者に麻薬を処方する際、最初は麻薬が不足していれば他の薬局から譲渡を受けることができるが、その後、患者に継続的に薬を提供するためには他の薬局からの譲渡ではなく麻薬を購入しなければならない。しかし、がんの末期患者は薬が頻繁に変わる上、長い期間同じ薬を使うわけではないため、どうしても在庫が発生する。そのため、その在庫を他の薬局でも使えるように、譲渡制限を緩和してほしい。

(小早川構成員) 在庫のある薬局の間でも、譲渡できるようにするということか。

(京都府) 患者のニーズに応じて麻薬を提供するためには、20~30 ぐらいの薬を常備しなければならないが、そのうち 5 割ほどが不良在庫として廃棄される可能性の高い長期不動化した在庫であるというデータもある。例えば、一般薬の場合は、地域の大きな薬局が備蓄薬局の役割を果たし、希少な薬は備蓄薬局が融通するという仕組みがあるが、麻薬については認められていない。麻薬も同様にすることで、不良在庫がなくなる。

(小早川構成員) それぞれの薬局で多少の在庫を抱えることになっても、柔軟に譲渡することができれば全体として不良在庫が減るということか。

(京都府) そのとおり。例えば、通常の薬品と同様に、同系列の薬局間で不良在庫を減らすための積極的な在庫管理を行うことが可能になるのではないか。

(伊藤構成員) 譲渡に係る規制を緩和してほしいという主張と、譲渡に係る許可権限を都道府県に移譲してほしいという主張との関係を、更に説明してほしい。

(京都府) 両者は必ずしもリンクしていない。都道府県への権限移譲については、薬局が許可申請手続や事前相談を行いやすくなると考え、在宅緩和ケアの体制整備を進めるという観点から、提案したもの。

(伊藤構成員) 麻薬の廃棄は手間とコストがかかるという主張は理解できるが、届出では、廃棄の届けを提出し

て現物はどこかに横流しするという懸念はないか。立会いを廃止した際、廃棄のチェックのための仕組みはどのように考えているか。

(京都府) 現在、調剤済みの麻薬については、都道府県職員の立会い無しで、薬局において管理薬剤師が他の職員の立会いのもと廃棄し、帳簿に記載した上で30日以内に都道府県に届け出ることになっている。また、毎年、各薬局は11月までに都道府県に麻薬の移動の状況を報告することになっているため、そうした仕組みの中で調剤済みの麻薬と同様の管理ができる。

(高橋部会長) 現行制度においては、麻薬の製造業者は限定されているため、しっかり確認を行えば移動の管理が可能であろう。しかし、厚生労働省は、小売業者間の麻薬の移動の自由度を高めると、正しく移動しているか確認することが困難になると主張すると考えられるが、どのように対応するのか。

(京都府) 現在も、麻薬の小売業者は麻薬の移動状況を帳簿に記録して年1回報告することとされており、その中から一部を抽出し、監査及び現地調査も行っている。小売業者間の譲渡制限が緩和された場合であっても、現在と同様の確認作業により、適正に流通を管理することができるのではないかと。

(高橋部会長) どの程度の数を抽出して監査及び現地調査を行うのか。

(長崎県) 本県の場合は、年間50%を目途としており、2年に1回は必ず立入検査を実施している。

(京都府) 本府の場合は、京都市内の薬局に対する薬事監視を計画的に進めており、数としては、年間200件といった規模で進めている。

(高橋部会長) 単純に規制緩和を求めるだけではなく、例えば、共同廃棄所を設けるなど、現行制度と同等の確認体制を整える創意工夫の余地はないか。

(京都府) 現時点では、具体的なアイデアを提案できる状況にない。

(高橋部会長) 様々な手段があるであろうが、単純な廃止の提案では議論が難しいため、今後検討してほしい。確認の体制や方法は、今後も議論があるであろう。

(伊藤構成員) 免許の期限が毎年12月31日までであると年末に更新手続に係る業務が集中するため、免許の期限を延ばしてほしいという長崎県の提案は理解できるが、期限が12月31日までとされているのは、申請し忘れを防ぐなどの観点から、年末に統一しているという趣旨であろう。そうであれば、仮に免許の期限が6年間に延長されたとしても、年末に業務が集中するという点は変わらないのではないかと。

(長崎県) 暦年で切って免許番号に年を入れることで日付の確認までせず有効な免許を持っているかどうかの確認ができるという意味でのメリットもあるため、暦年で切るのはいいだらうと考えている。

(小早川構成員) 麻薬取扱者とは医師等が主であるが、違法なことを行っていないかなどについて確認するために免許の期限が短く設定されているのであろう。更新時の確認の実態に照らし、それほど頻繁に行う必要はないという判断か。

(長崎県) 麻薬及び向精神薬取締法第3条第3項に規定される欠格要件のうち、罰金以上の刑に処せられていないなどの第1～4号の該当の有無については、自己申告制である。麻薬中毒者ではないなどの第5～7号の該当の有無については、医師の診断書を添付してもらい判断している。長崎県の場合、これらにより不許可にした事例がほとんどないため、免許の期限を長く設定しても支障は生じない。

(磯部構成員) 麻薬使用の不適切な事例の情報提供など、研修等は実施しているのか。

(長崎県) 長崎県では、年1回、管理者・施用者を集めて研修を実施している。その際、違反事例や無免許施用事例などを紹介し、注意喚起をしている。

(磯部構成員) 施用者と管理者と小売業者の免許の意味はそれぞれ異なるが、都道府県知事が免許権限を持っている全ての麻薬取扱者について一律に免許期間の延長を求めているのか。

(長崎県) そのとおり。

(磯部構成員) 法律上は、麻薬取扱者には輸入業者等も含まれる。それらは都道府県に権限がないため関係ないと考えているのであろうが、麻薬取扱者の範囲・性質の違いをどう考えるべきか。

(長崎県) 今回の提案では、麻薬取扱者の性質について分けていない。国の権限に係る免許数がそれほど増加していない中、都道府県の権限に係る免許数が増加しているため、軽減を図ってほしいという趣旨である。また、医師免許については永年であり麻薬取扱者の免許期間を合わせる区切りがないことも踏まえ、全ての麻薬取扱者について、小売業者に合わせて期間を一律に延長した方が無免許施用を防ぐことができると考えている。

<通番 38：新設の NPO 法人の仮認定に係る申請期限の延長（長崎県）>

（高橋部会長）立法時に、どのような根拠で申請期限が5年とされたのか。

（長崎県）定かではないが、NPO 法人は信頼を得るための法人であり、仮認定申請期限をいつまでも延ばすことは適切ではないということではないか。

（小早川構成員）仮認定制度は、NPO 法人に仮認定後3年間しっかり活動し、本認定の要件を備えてほしいという趣旨である。特定非営利活動促進法の本則で設立後5年という仮認定要件が規定されている政策的意図を明らかにすることが、この提案のポイントになるため、その意図はしっかり調べるべきである。NPO 活動は認定を受けて適切な財政状況で行うことが望ましいため、設立後5年以内の認定に向けて動くべきという趣旨ではないかと推測する。

設立後5年以内とする仮認定申請期限をなくすと、設立から時間が経過した NPO 法人について仮認定制度が乱用される恐れがあるということだろう。しかし、仮認定申請期限をなくした場合で仮認定制度が乱用されるおそれがないという根拠や、申請期限を設立後5年以内としたために生じた具体的支障事例があれば、提案の説得力が増加する。

（長崎県）本県では、ここ2年余りで3法人が仮認定を受けているが、いずれも設立後7～10年である。昨年の調査では、地方の NPO 法人の財政規模について、1,000万円未満が約6割以上であるとされている。特定非営利活動促進法の趣旨は、NPO 法人の設立について、行政の強い規制を行わず、自由に小さく産んで大きく育てようというものである。長崎県内にも、現在は小規模だが今後一定の信頼・規模を得る見込みの NPO 法人があると聴いている。しかし、仮認定申請期限が設立後5年以内であれば、法人に頑張りたいたいという思いがあっても、期限を過ぎれば仮認定申請を行うことができず、認定申請は、パブリックサポートテストなどの基準があり難しいという状況になる。このため、多くの NPO 法人から仮認定申請期限の緩和の要望があり、今回の提案に至った。

（伊藤構成員）仮認定を認定に準ずるものとして用いる制度にしてほしいという趣旨の提案であれば、政策の基本に係る判断を伴うものであり、実施は難しいのではないかと。仮認定申請期限や仮認定期間を少し延長してほしいという提案であれば、構成員側からも実現に向けてのアイデアを出しやすい。

（長崎県）仮認定を認定に準ずるものとして用いる制度になれば一番いいが、現在3年間の経過措置が規定されているため、例えば、経過措置を更に3年間延長し、仮認定申請の状況や仮認定 NPO 法人数がどう推移しているかを確認した上で判断してもらうという手段はある。

<通番 37：NPO 法人の認証等権限の中核市への移譲（金沢市）>

（小早川構成員）NPO 法人の認証等権限について、条例による事務処理特例制度を活用した移譲を検討したことはあるか。

（金沢市）条例による事務処理特例制度の活用について、金沢市から県に依頼したことはない。提案の提出後、担当者レベルで、条例による事務処理特例制度を活用した移譲という手段もあるとの話が県からあった。

条例による事務処理特例制度を活用した移譲を受けているのは43中核市のうち9市のみであり、都道府県の条例改正が必要であることから、条例による事務処理特例制度による移譲はあくまでも「特例」に過ぎないのではないかと。地方分権の観点から、各地方公共団体が住民に対して責任を持って権限を行使していくためには、法定の権限移譲が必要である。

（小早川構成員）市で NPO 法人の実態がつかめないという点について、県との情報のやりとりは行っているか。

（金沢市）県の現在の担当者とは情報交換を行っているが、担当者が代われればそのような機会が減る可能性がある。そうすると、NPO 法人の情報が必要な場合には、毎回市から県へ照会をしなければならず、タイムロスが生じる。

（小早川構成員）所在地が金沢市にある170の NPO 法人の活動エリアは、どのような範囲か。これらの法人が石川県全体で活動しているのであれば、県が事務を実施することが好ましいとも言える。

（金沢市）所在地が金沢市にある NPO 法人の活動は、主に金沢市内で行われている。

<通番 15：社会医療法人の認定要件緩和（熊本県、九州地方知事会（熊本県））>

（熊本県）「『日本再興戦略』改訂2014」では、効率的で質の高いサービス提供体制の確立の具体策の一つとして、「医療法人制度に関する規制の見直し」の項目があり、「社会医療法人の認定要件の見直し」が明記されている。

(小早川構成員) 今回の提案の趣旨は、2県にまたがる医療法人について、主として福岡県内で活動しているのであれば、福岡県知事の認定だけで足りるのではないかということか。

(熊本県) 福岡県のエリアだけでも認定要件を満たしていれば、その医療法人を社会医療法人として認定できるようにしてほしいという趣旨である。社会医療法人の認定については、医療法第42条の2第4項において、救急医療等確保事業に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていることが要件とされており、厚生労働省の局長通知で、2県にまたがる場合、救急医療等確保事業については各都道府県の病院・診療所で行うことが必要とされていた。

(小早川構成員) 厚生労働省は、社会医療法人の認定の効果は法人の事業全体に及ぶため、要件を満たさない他県の診療所の活動にまで利益が生じることを排除しているのであろうが、それは合理的か。

(熊本県) 税制上の優遇等があることは承知しているが、ごく一部が県境の外にあるため認められないという実例があり、厚生労働省の考え方は実態に合わないため、今回の提案に至った。

(高橋部会長) 今回提案の「定住自立圏」と医療圏とは、どれほど緊密性が強いのか。

(小早川構成員) 定住自立圏という制度をメルクマールとして用いる必然性があるのか。

(伊藤構成員) 中心市が比較的高度な医療機能を持ち、生活圏として一体であるということが想定されているが、この仕組みと社会医療法人に係る制度がどのように整合的なのか。

(小早川構成員) 支障事例として挙げられているものは福岡県と熊本県の関係であって、定住自立圏は大牟田市が中心になる話だから、形式的な整合性はない。

(熊本県) 定住自立圏と社会医療法人の整合性があるということを直接主張しているのではなく、地域の一体性を説明するために定住自立圏の実態や概念を用いている。

(高橋部会長) 定住自立圏ではなく、別の地域的一体性の概念のメルクマールがあれば、それを用いてもいいということか。

(熊本県) 定住自立圏も地域の結び付きを示す材料であるが、このほかに適した指標があればそれで構わない。別の観点から挙げている事業規模という指標を用いれば、社会医療法人の対象はより広がり、社会医療法人の拡大という国の目標に合致するのではないか。

(高橋部会長) へき地医療拠点病院への医師派遣については、へき地医療拠点病院に協力すれば、そこに余力が生じて、へき地診療所にも医師が回っていくという効果が期待できるということか。

(熊本県) そのとおり。へき地医療拠点病院を支援することで、へき地医療拠点病院でノウハウを積んだ者がへき地診療所に出ていく。

(小早川構成員) この提案内容について、これまでに厚生労働省に要望したことはあるか。

(熊本県) これまでも同様の要望をしているが、特に取り上げられたことはなかった。

#### <通番 17：市立高校の就学支援金制度に関する指定都市・中核市への権限移譲（京都府）>

(伊藤構成員) 就学支援金制度に係る交付金は、まず都道府県に交付されるのか。

(京都府) そのとおり。都道府県の予算に計上している。

(伊藤構成員) この業務に関して、京都市教育委員会はどのような事務を行っているのか。京都府教育委員会と全く同じことを行っているのか。

(京都府) 京都府と同じ事務を行っており、京都市は義務は無いが申請書類の経由者として申請内容をチェックしている。

(高橋部会長) 中核市まで移譲してほしいという提案か。

(京都府) 提案では中核市も移譲対象に含めているが、第4次分権一括法により県費負担教職員の給与負担等が指定都市に移譲されることを踏まえ、少なくとも指定都市には移譲してほしい。

#### <通番 16：指定都市立特別支援学校の設置に係る都道府県認可の廃止（新潟市）>

(伊藤構成員) 新潟市立の特別支援学校の生徒 222 名のうち、新潟市外から通う生徒はいるのか。

(新潟市) 十数名が隣接する市町村から通っている。

(伊藤構成員) 市外から通う生徒も相当数いるという前提で、前回認可が廃止された一般の市立高等学校と異なり、都道府県が認可権限を持っていると推察する。この点、都道府県認可を廃止しても、例えば周辺市町村との協議・連携、県との協議で対応できると考えているのか。

(新潟市) 特に県立の特別支援学校から遠い市町村など、周辺の市町村と協定を結びながら受け入れることが可能と考える。

(小早川構成員) 今回の提案は、指定都市に限ったものか。

(新潟市) 指定都市への小中学校教員の定数決定権の移譲に併せて行うことを想定し、指定都市について提案した。

(高橋部会長) 都道府県認可を廃止した場合、指定都市が高等学校を設置する際と同様に、県との事前協議制とすればいいと考えているのか。

(新潟市) そのとおり。

#### <通番 50：県費負担教職員の人事権等の中核市等への移譲（中核市市長会）>

(高橋部会長) 提案は、手挙げ方式による移譲を求めるものか。

(中核市市長会) そのとおり。

(伊藤構成員) 人事権と給与負担等をセットにした移譲を、手挙げ方式で行ってほしいということか。それとも、まずは人事権のみの移譲について手挙げ方式で行うことも選択肢として想定しているのか。

(中核市市長会) 人事権に加えて、学級編成基準や職員の定数の決定に係る権限、給与負担を一体的に移譲してほしい。

(伊藤構成員) 中核市が人事権を持つことになる場合、和歌山県で行われているような県レベルの人事交流が、中核市と他の市町村の間、中核市と県との間で行うことができる見通しがあるのか。

(中核市市長会) 中核市に人事権が移譲される場合、県の教育委員会と中核市の教育委員会との間で調整を行うことが想定される。

(伊藤構成員) 和歌山県は、現行制度においてなぜ郡市間の人事交流を行っているのか。人事権を持つ県の判断で、郡部で勤務した教職員を市部に異動させることもできるのではないか。

(中核市市長会) 職員の希望等を踏まえた異動を行うため人事交流制度を設けており、人事交流希望者を各市町村の教育委員会が募り、それを県の教育委員会が集約することで、県の判断として人事異動を行っている。

(高橋部会長) 同趣旨の提案を提出している団体との間で、横の連絡は行っているか。

(中核市市長会) 全国特例市市長会とは情報交換している。特例市の場合、人事権に限った移譲を求めていると承知している。

(高橋部会長) 一番の論点は、広域的な人事調整である。その具体例があると説得材料が増すため、中核市市長会からも構成団体である各市に呼びかけるなどして、考えてほしい。

(中核市市長会) 検討する。

#### <通番 13：介護認定審査会委員の任期の委任条例（堺市）>

(高橋部会長) 介護保険認定審査会委員の改選の際に必要な関係機関等との調整とは具体的に何を行うのか。

(堺市) 介護認定審査会の委員は、医療関係者、福祉関係者、保健関係者等であり、最も多いのは医療関係者である。このため、医師会等との調整を行っている。

(高橋部会長) 委員の研修は、再任の委員にも必ず行うことになっているのか。

(堺市) 堺市の場合、新たに選任された委員に対して年度が始まる前に研修を行う。再任の委員については、大阪府が一元化して研修を行っているため、その研修に参加してもらう。委員は兼職者が多いため、参加が困難という声も上がっている。

(小早川構成員) 委員数 390 名は多い印象だが、全国的にもこの程度の数があるものなのか。

(堺市) 介護認定審査会の委員は、医療、保健、福祉の各分野から参画してもらうことになっている。全国的にも同様であると考えられるが、堺市の場合、医療関係者が 2 名、福祉関係者が 1～2 名、保健関係者が 1～2 名、合計 5 名ほどの委員で部会を構成している。その部会が現在 89 ある。

(小早川構成員) 委員の任期について、全国一律ではなく市町村に任せることが適当であるような地域特性や事情の違い等はあるか。

(堺市) 例えば、委員のなり手の多い少ないや改選に係る事務手続の煩雑さなど、各市町村において委員の任期に関する事情は異なる。

(小早川構成員) 委員の任期の一律的な延長を求めているわけではないということか。

(堺市) そのとおり。

(伊藤構成員) 委員の任期を2年として一律に定めていることに、合理性はないのであろう。一方で、介護保険認定の業務量は多く、委員の負担もある。短い任期を定めているのは、様々な人に委員を務めてもらい負担を平準化するという意図の可能性もあり、委員の固定化を防ぐという趣旨もあるのかもしれない。任期を延ばした際に、関係団体などが人を出しづらくなることはないか。

(堺市) 団体によっては、任期が延長されると委員のなり手がいないという意見もあると思う。

(高橋部会長) 堺市の場合、委員の平均在任年数は何年ぐらいか。

(堺市) 平均在任年数は持ち合わせていないが、再任の委員355名のうち150名ほどが10年程度再任されている。

(高橋部会長) もう少し細かく、在任何年の委員がどれくらいいるということが分かると現実性が高まるため、可能であれば後ほど情報提供してほしい。

(小早川構成員) 市町村間で介護認定に係る業務についての情報交換や課題を検討するような場はあるか。

(堺市) 介護保険に関しては、指定都市の集まりである大都市介護保険担当課長会議が年2回ある。その中で、厚生労働省等に対して要望事項を取りまとめて要望するというも行っているが、今回の提案については、地方分権改革の観点によるものであり、当該会議で話題に上がったことはない。

#### <通番21：複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業の許可に係る規制緩和（愛媛県）>

(高橋部会長) 収集運搬に関して、荷積みや荷おろし時における収集運搬業者に関するトラブルや違反等の件数は比較的少ないとのことだが、統計はあるのか。また、実感としてどうか。

(愛媛県) 統計はないが、本県においては大きなトラブル等は発生していないと認識している。

(高橋部会長) 他の都道府県でも同様の認識を持っているのか。

(愛媛県) 産業廃棄物の場合、焼却場を有する処分業者や最終処分場に関する環境問題が一番大きなトラブルになる。他の都道府県においても、収集運搬業者が問題となるケースは少ないという実感である。

(小早川構成員) 産業廃棄物の不適正処理については、積み込み地点においても、排出者と収集運搬業者との間で適正な産業廃棄物管理票の交付が行われているかなどが問題になることがあり、行政としては、排出者も視野に入れて対応する必要があるのではないか。

(愛媛県) そのとおりであり、積み込み時に産業廃棄物管理票の適正交付が行われているか、廃棄物が飛散・流出していないかについて、指導を行わなければならない。しかし、周辺住民とのトラブルを起こしやすいのは排出者であり、積み込みに来たトラックがトラブルを起こすケースは少ない。

(小早川構成員) 規制緩和により、収集運搬業者に対する行政的な指導監督にすき間が生じることはないか。

(愛媛県) 例えば建設業の許可では、他の都道府県知事が許可した業者に対しても一定の指導権限を有することが法律上確保されている。一方、産業廃棄物収集運搬業については、現行の制度では、県内に営業所を持たず積み込みのみを行う収集運搬業者も当該県の許可を得る必要があるが、これは小規模事業者にとって負担が大きいため、都道府県の指導権限が担保されていれば許可を不要とすべきである。

(磯部構成員) 廃棄物処理法に、都道府県知事が許可する際に生活環境の保全上必要な条件を付することができるという規定があるが、その条件の付け方は都道府県によって異なるのか。

(愛媛県) 許可の際に条件を付すケースは、本県ではほとんどない。

(高橋部会長) 許可権限を伴わない都道府県の指導監督権限は、どのような実効性があるのか。

(愛媛県) 現行制度においても、荷積みと荷おろしを行う両方の都道府県では許可を受ける必要があるが、通過する都道府県には許可権限も指導監督権限もない。それでも通過県でトラブルが起こった場合は任意の指導が行われており、許可権限を伴わない都道府県の指導監督権限についても実効性はあると考える。

(高橋部会長) 規制緩和を行った場合に新たに生じる問題に対処できるかも検討する必要がある。例えば、主たる事務所のある都道府県に許可権限を集中させる場合、他の都道府県からどのように連絡するか、許可権限を背景とした指導をどのように行うかについての仕組みを考えると、検討が進む。

(小早川構成員) 指導の実効性を確保するために、許可権限者が適切な措置を講じることができるよう、他の都道府県内の行為に係る情報を収集するシステムの構築についても併せて検討する必要がある。

#### <通番57：工場立地法の緑地面積に係る規制緩和（愛媛県）>

(愛媛県) 本県では、平成24年度以降、緑地の減少に係る変更届出が8工場21件あり、その全てが工業専用地

域又は都市計画区域外に立地する工場であった。そのうち、周囲への影響が軽微であるものが19件あり、緑地面積に対する緑地減少面積の割合は1%前後であった。

(高橋部会長) 例えば、用途地域における割合のようなものを、国が従うべき基準として定めるという提案か。

(愛媛県) そのとおり。緑地面積については、これまでに緩和が行われている。このため、周辺環境に対する割合で判断した際に緑地面積の減少が僅かな場合まで変更届を提出するのではなく、次に別の変更を行う際にまとめて届出を提出することにしてほしい。

(高橋部会長) 提案は、国で「従うべき基準」として別の基準を定めてほしいという趣旨か。

(愛媛県) 国で、変更届出を要しないとする基準を定めてほしいという提案である。現行法令上は、減少する緑地面積が10平方メートル以下の場合のみ、変更届出が不要とされている。しかし、全体面積が1万平方メートルのうち20~30平方メートルの緑地を減少させるという場合まで届出の対象とする必要はないのではないか。影響が少ないと考えられる減少割合を国が定め、その割合以下の緑地減少については届出不要としてもらいたい。国が定める割合の枠内で、各地方公共団体が準則を定めることを想定している。

(伊藤構成員) つまり、軽微な変更の範囲について、大枠は国で決めた上で、その中で地方公共団体が判断するという趣旨か。

(愛媛県) そのとおり。国が大枠となる基準を定め、その後、国の基準内で各地方公共団体が届出不要となる範囲を定めることとなる。

(高橋部会長) 10平方メートルという数値が全国一律の基準として妥当なのかという指摘には、根拠がある。提案の趣旨の実現方法については、今後関係府省とも議論したい。

(磯部構成員) 現在、減少する緑地面積が10平方メートル以下の場合には届出不要とされているが、10平方メートル以下の減少が複数回あり、合計すると数十平方メートル減少していたという事例はないのか。

(愛媛県) 現在は、どれほど軽微な減少であっても県に一度は相談があるが、そのような事例はないのではないかと。

#### <通番34：地域バス路線に係る補助要件の緩和（愛媛県、広島市）>

(高橋部会長) 提案の趣旨は、フィーダー路線の補助が実態と大きく乖離しているということか。

(愛媛県) フィーダー路線についての提案は2点ある。1点目は、振興山村地域、過疎地域といった地域指定の有無で補助対象が決められるという点を実態に合わせ見直してほしいということである。振興山村地域は、昭和40年代に指定された後見直されていないため、同様の条件下にある中山間部においても、指定されている地域と指定されていない地域がある。また、過疎地域は原則市町村単位での指定となるが、市町村合併が進み過疎地域に指定されていない市でも都市部と中山間部の両方を抱える実態があり、このような場合、維持が求められる中山間部の路線が国庫補助対象として認められない現状にある。

2点目は、補助上限額が、運行距離や運行形態を考慮せずに対象地域の人口のみで決められるという点を実態に合わせ見直してほしいということである。

(高橋部会長) 鉄道駅に接続しても補助対象外とされることについて、合理的な理由はあるのか。

(愛媛県) 鉄道等に接続する系統については、振興山村地域や過疎地域を走る路線に限り補助対象とされている。

(伊藤構成員) 現行の補助制度について、国土交通省等に見直しを要望しているのか。

(愛媛県) 要望しているが、回答はいただいていない。

(高橋部会長) 予算の政策効果向上の観点から一定の輸送人数等が要求されているのであろうが、どのように考えるか。

(愛媛県) バスの輸送人員自体が総量として激減している中、1日15人以上という要件の継続には疑問がある。また、幹線の維持は幹線以外の路線の維持にも影響があることも踏まえると、輸送量要件を下げていただき運行頻度の確保・利用促進を図ることも必要と考える。

(高橋部会長) 幹線系統の補助要件における最大の問題は、1日あたり輸送量15人以上が要件となっていることか。

(愛媛県) これまで幹線系統として従来補助対象でありながら1日あたり輸送量15人以上という要件をクリアできなくなった系統が増え、年々補助対象路線が減少していることを踏まえると、実態にそぐわなくなっている要件である。

(高橋部会長) 全国的にも同様の傾向か。

(愛媛県) 少なくとも、四国各県では同様である。また、他の地方公共団体からも、同様の提案が出されており共通の認識と考えている。

(高橋部会長) 国土交通省は、公共交通維持のための新たな政策対応を検討していないのか。

(愛媛県) 地域公共交通活性化法に基づく計画を作成した地域に対して新たな方向として現行制度の要件緩和をすると聴いているが、抜本的な解決にはつながらないのではないかと考えている。

(高橋部会長) 国土交通省の政策の動向も踏まえて、今後議論したい。

(磯部構成員) 中山間地域、半島地域、島しょ部においては経営努力がしにくいという事情があるのか。

(愛媛県) 愛媛県では8割を超える路線が赤字で、バス事業者は高速バス等の収益で赤字を埋めて路線を維持しているが、国庫補助の対象にならないと路線を縮小していくことにならざるを得ないのが現実。

(小早川構成員) 路線が廃止されて例えば自家用有償旅客運送での対応しかなかったというような事例はあるのか。

(愛媛県) そのような事例もある。また、自家用有償旅客運送だけではなく、市町村が代替バスを運行する例もある。国庫補助が受けられなくなり、事業者が路線を維持できなくなっても住民の足は確保しなければならないため、市町村が運行経費を負担し、実際の運行は事業者に委託して、事業者が赤字を負担しないようにしている。

(高橋部会長) 広島市の提案は、自主的な再編をしようにも制度が硬直的なため実際は再編できないという趣旨か。

(広島市) 現に補助を受けている路線について、再編の結果として補助を受けられなくなる可能性が想定され再編の足かせになるのではないかと考えている。

(小早川構成員) 再編して交通サービスの供給の質を上げているにもかかわらず、再編の結果補助対象でなくなるのは不合理であり、合理的な再編計画に基づく変更については、再編前と同様に補助対象とすべきいうことか。

(広島市) そのとおり。

(高橋部会長) 国土交通省と具体的なやりとりはあるのか。

(広島市) 現時点ではまだ協議等はしていない。

(高橋部会長) この支障事例は当然想定される弊害とも考えられるが、国土交通省の審議会で議論はなかったのか。

(米澤参事官) 本年6月に国土交通省交通政策審議会において、地域の公共交通ネットワーク全体を対象とした計画を作成する、やる気のある地域に対して集中的に支援を実施し地域の工夫を後押しすることが重要、という考え方が示されたところ。

(磯部構成員) 広島市の想定では、どの補助要件がどのような理由で満たされなくなるのか。

(広島市) 現行路線に乗継拠点を設けて路線を二つに分ける際、郊外側の路線について、従来どおり地域間幹線系統の補助を受けようとするれば、1日あたり15人以上の要件をクリアしにくくなると想定している。

(磯部構成員) 「新たに運行を開始するもの」という要件の影響は大きいのか。

(広島市) 郊外側の路線について、フィーダー系統の補助を受けようとする場合、以前から走っている路線なので、ただ切っただけでは「新規性」がないということで補助が認められなくなる。

#### <通番54：地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲（愛知県、広島県）>

(小早川構成員) 地域産業資源の指定権限は都道府県に移譲されたが、活用に係る具体的な申請に当たっては、事業者が独立行政法人中小企業基盤整備機構に相談して計画と申請書を作成して県に提出し、その後、県が意見書を付して国へ送るという制度になっているのか。

(愛知県) そのとおり。

(小早川構成員) 地域産業資源の指定は都道府県が行っており、活用方法についても都道府県が責任を持って意見を述べる立場にある。法律にもそのように規定されているが、それは全く形骸化しており、結局、申請書は中小企業基盤整備機構との相談で固まってしまう、それを国の経済産業局で審査するため、県の意見書は意味を持たないと感じているのか。

(愛知県) そのとおり。申請段階において、中小企業基盤整備機構で何度か会議が行われ、県の担当者も出席して口頭で意見を述べる。その会議の場で内容が了解された後、事業者から県に申請書が提出され、県は申請書

に対して意見を付す。そして、県の意見書が付された申請書について、経済産業局で事業評価委員会が行われるが、県の担当者は傍聴するのみである。地域産業資源活用事業法第6条の規定の趣旨とは異なり、形式的に処理されている。

(小早川構成員) 中小企業基盤整備機構に事業者が相談する過程で県も相談に乗っており、実質的に県の判断がそこで反映されているのであれば、その後の法定の県の意見書が形式的になっても不自然ではない。

(愛知県) 中小企業基盤整備機構の会議に参加する県の立場はオブザーバーであって、委員ではない。

(小早川構成員) 県の意向に沿わない申請書が提出された際、県は何か意見を述べるのか。

(愛知県) 平成19年度以降認定した件数は66件で、1年当たり9.4件であるが、結果的に見て、県の意向が反映されていないというものはない。

(小早川構成員) 現在も実態としては県の意向が反映されているが、県が制度上も最終認定権限を持つことにしてほしいということか。

(愛知県) そのとおり。地域産業資源をどう使うべきかという実質的な審査・判定は難しく、活用方法が合理的かという形式的な審査にならざるを得ないが、そもそも地域産業資源を活用するという姿勢を外れる不適當な申請は想定できない。

(小早川構成員) そうであれば、国が最終判断しなければならない必要性はないということか。

(愛知県) そのとおり。国よりも県の方がその地域のことはよく理解しているので、法律の枠の中で、県に任せてもらった方が良い運用ができるのではないかと。

(小早川構成員) それで、いわゆる「空飛ぶ補助金」の議論とも結びつくのか。

(愛知県) そのとおり。県の独自制度(ファンド事業)も地域産業資源を対象にしているため、県が国の補助金事業も合わせて実施すれば、大きな枠でより効果的な運用ができるのではないかと。

(伊藤構成員) 経済産業省の主張は、国全体で戦略的に行っているという趣旨であろうが、実際の事業計画認定と補助金交付の決定は経済産業局ごとにアドホックに行われているのか。

(愛知県) そのように理解している。例えば、本県の「ミカンのつくだ煮」が認定されたが、そもそも地域によって使う素材が異なる。経済産業局の範囲内での議論はあろうが、全国的に横展開をしているとは考えられない。

(広島県) 本県も同様の印象を持っており、全国レベルの先端的モデル事業に限定して実施するとされているが、それぞれの地域資源を活用するという事業の性格上、全国的な視点でモデル的に普及・啓発を図っていくというより、地域での差別化・優越性を図ることが重要であると考えている。

(高橋部会長) 広島県では、年間でどれほどの認定があるのか。

(広島県) 認定件数は、年間1件ほどである。県が戦略的に地域ネットワークを使って掘り起こしたものが出てくるわけではないため、提出する意見もネガティブチェックに傾かざるを得ない。地方公共団体ごとに認定件数に差はあるだろうが、現在は総じて大変低調であろう。しかし、地域が創意工夫をしてやっっていこうとなれば、地域全体での掘り起こしが期待でき、件数も増加するのではないかと。

(高橋部会長) 国の財源配分基準が問題となるが、国から県への必要な財源をどのように配分すればいいか。

(愛知県) 本県ではファンド事業を行っているため、同様に、初めに県ごとに必要な原資を出してもらい資金運用を行う方法、または件数に応じて交付金を出してもらおう方法が考えられる。

(広島県) 財源措置の具体的なスキームはまだ検討していないが、当面は交付金の措置を想定している。ただし、他県の提案のように、ファンドの案も事業実施の所要額を確保するためには有効であると考えている。

(磯部構成員) 広島県が主張する掘り起こしが可能という見込みについて、根拠はどれほどあるのか。現在広島県では年間1件の認定、都道府県によっては0件という場合もあり、都道府県に移譲すると無駄が生じるのではないかと経済産業省が主張する。現在の仕組みでは創意工夫が活用されていないということも、更に説得力を高めて説明できないか。

(広島県) 掘り起こしの見込みについて、現段階で具体的に述べることは困難である。本県では、地域産業資源は指定が226あるが、地域産業資源活用事業計画の認定は20件と極めて少ない。しかも、県の農林施策や観光施策などと連携せずに申請が提出されるため、地域を巻き込んで行うモチベーションも生じない。国も地方創生に力を入れているが、地方公共団体は様々な施策を講じなければ生き残れないため、一生懸命やっている。現在制度は充実しているが、地域で創意工夫をするときに足りないものは人と金であり、それがあがる程度解消できれば、様々な手法で活動が活発になると考える。

<通番 51：水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲（中国地方知事会（広島県））>

（磯部構成員）国が管轄している5万人超の7水道事業で、広島県内の人口カバー率はどれほどか。

（中国地方知事会（広島県））7事業だけで85%ほどである。

（高橋部会長）全事業の移譲を求めているのか、それとも人口要件の緩和を含んでいるのか。

（中国地方知事会（広島県））要件の緩和ではなく、全事業の移譲を求めている。

（伊藤構成員）国は水利調整等の複雑な問題があると主張しているが、全事業を都道府県に移譲する場合、その点についてはどのような見通しを持っているのか。

（中国地方知事会（広島県））実際に水道事業者や県の河川部局にヒアリングを行ったが、移譲された場合、県は大臣認可事業者が望む水利権の内容も分かり、厚生労働省から求めがあれば保有している情報はすぐ提供できるため、厚生労働省が水利調整等についてどのようなことを問題として考えているのかが分からない。

（高橋部会長）県をまたがった水利調整はないのか。

（中国地方知事会（広島県））本県において、県をまたがった水利調整により問題が生じた事例はない。

（高橋部会長）一般論としては、県をまたがる水利調整はあり得ないのか。

（中国地方知事会（広島県））県をまたがる水利調整が必要となる場合、該当県が合同で対応するという方法もある。

（小早川構成員）これまでに、厚生労働省が実際に役割を發揮したというケースはあるのか。

（中国地方知事会（広島県））確かに越境河川はあり、江の川という県境をまたいで島根県を抜ける川があるが、流域の各地方公共団体から聴く限りでは、水利調整に関して厚生労働省から何か求められたという記憶はないとのことであった。

（小早川構成員）例えば、事故が起きた際に、現場から離れている国では県が対応する場合に比べて対応が遅れるということはあるのか。

（中国地方知事会（広島県））実際に災害対応に当たるのは水道事業者であり、離れていても霞が関から指示を出すことは可能であるため、国と県で差はない。しかし、都道府県は、水道事業者の事故報告を受けて、透析病院、災害弱者の施設、学校施設などの優先度の高い給水施設への情報提供と給水手配を行う必要がある。このため、国が意図している情報収集と、都道府県が実際に災害対応を行うための情報収集とは、少し重みが異なる。

（高橋部会長）全て移譲すると厚生労働省に技術がなくなるのではないかという点については、どのように考えるか。

（中国地方知事会（広島県））確かに厚生労働省に技術がなくなると、都道府県からの照会などが今後どうなるのかという不安はある。しかし、認可権限を持たなくても、技術の継承は法律所管部局として一定の水準で行ってもらいたい。

（小早川構成員）権限が移譲された場合、技術者等はどのように確保するのか。

（中国地方知事会（広島県））厚生労働省の「新水道ビジョン」では、優れた技術を持つ大規模事業者に事務を任せ、また、広域化を図り市町の枠を超えた大規模水道事業を行うことにより、技術を広く普及させることに主眼が置かれている。当県もそれが第一の方法であると考えており、大規模事業者に意図を汲んでもらい、県がその場を作るという働きかけを行っている。技術者を全国レベルでどのように確保するかについてはよく検討する必要があり、特に規模の小さい地方公共団体は技術職の採用を行っていないため、大きな水道局の技術を、技術を持たない水道局に供与してもらうことが必要になる。

（以上）

（文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり）